

主 文

被告人兩名をそれぞれ懲役3年に処する。

この裁判が確定した日から、被告人Aに対し5年間、被告人Bに対し4年間、それぞれその刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人Aは、旭川市春光町国有無番地所在の陸上自衛隊旭川駐屯地において業務隊補給科糧食班長として勤務していたもの、被告人Bは、平成21年1月20日から令和5年4月12日までの間は、Cの代表取締役、同月13日以降は、同社取締役会長として、前記旭川駐屯地が発注する糧食の納入業務等に従事していたものであるが、被告人兩名は、前記Cが前記旭川駐屯地に納入する糧食品につき、弁当代金を水増し計上して請求し、その代金相当額をだまし取ろうと考え、共謀の上、

第1 被告人Aが、令和5年1月13日頃、前記旭川駐屯地業務隊補給科糧食班事務室において、情を知らない同班係員Dに、同月23日から同月27日までの間の各日に実際には納入させない単価700円の弁当合計1250個を前記Cに対して追加発注する手続をとらせるなどした上、真実は、前記弁当の発注がいずれも架空であり、請求書に記載された請求金額には前記架空の弁当の代金相当額が含まれるのに、その情を秘し、被告人Bが、同年2月9日頃、前記旭川駐屯地1号庁舎第343会計隊契約班事務室において、前記架空の弁当の代金相当額を計上した前記C名義の請求書を、前記旭川駐屯地第343会計隊に提出し、同会計隊長Eをして同請求書に記載された代金を支払う必要があるものと誤信させ、同月14日頃、同人をして支払を決定させ、よって、同月17日、前記会計隊管理の国庫金から株式会社F銀行G支店に開設された前記C名義の普通預金口座に水増し金額合計94万5000円を含む590万7619円を振込入金させ、

第2 別表(添付省略)記載のとおり、被告人Aが、同年2月9日頃から同年10

月 3 日頃までの間、前記糧食班事務室において、情を知らない前記 D ほか 1 名に、別表「納入予定日」欄記載の各日に実際には納入させない単価 5 1 0 円又は 6 1 0 円の弁当合計 3 8 8 0 個を前記 C に対して追加発注する手続をとらせるなどした上、真実は、前記弁当の発注がいずれも架空であり、請求書に記載された請求金額には前記架空の弁当の代金相当額が含まれるのに、その情を秘し、被告人 B が、同年 3 月 7 日頃から同年 1 1 月 1 5 日頃までの間、6 回にわたり、前記会計隊契約班事務室において、前記架空の弁当の代金相当額を計上した前記 C 名義の請求書を、前記会計隊に提出し、前記 E をして同請求書に記載された代金を支払う必要があるものと誤信させ、同年 3 月 1 0 日頃から同年 1 1 月 2 1 日頃までの間、6 回にわたり、同人をして支払を決定させ、よって、同年 3 月 1 5 日から同年 1 1 月 2 7 日までの間、6 回にわたり、前記会計隊管理の国庫金から前記 C 名義の普通預金口座に水増し金額合計 2 2 1 万 5 6 1 9 円を含む 6 2 2 万 5 0 8 0 円を振込入金させ、もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させたものである。

(法令の適用)

被告人 A について

1 構成要件及び法定刑を示す規定

被告人 A の判示第 1 及び第 2 の各所為は、請求日ごとにそれぞれ刑法 6 0 条、2 4 6 条 1 項に該当する。

2 併合罪の処理

以上は刑法 4 5 条前段の併合罪であるから、同法 4 7 条本文、1 0 条により、犯情の最も重い判示第 1 の罪の刑に法定の加重をする。

3 宣告刑の決定

以上の刑期の範囲内で被告人 A を懲役 3 年に処する。

4 刑の執行猶予

情状により刑法 2 5 条 1 項を適用して、この裁判が確定した日から 5 年間その

刑の執行を猶予する。

5 訴訟費用の不負担

訴訟費用は、刑事訴訟法 181 条 1 項ただし書を適用して被告人 A に負担させない。

被告人 B について

1 構成要件及び法定刑を示す規定

被告人 B の判示第 1 及び第 2 の各所為は、請求日ごとにそれぞれ刑法 60 条、246 条 1 項に該当する。

2 併合罪の処理

以上は刑法 45 条前段の併合罪であるから、同法 47 条本文、10 条により、犯情の最も重い判示第 1 の罪の刑に法定の加重をする。

3 宣告刑の決定

以上の刑期の範囲内で被告人 B を懲役 3 年に処する。

4 刑の執行猶予

情状により刑法 25 条 1 項を適用して、この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

(量刑の理由)

1 本件は、陸上自衛隊旭川駐屯地において糧食班長として勤務していた被告人 A と、同駐屯地に弁当を納入するなどしていた有限会社の代表取締役等を務めていた被告人 B が、共謀の上、約 10 か月間にわたり、同駐屯地から同社に対する弁当の発注個数を水増しし、同社から同駐屯地に対して水増し分を含む弁当代金を請求するなどして、同駐屯地の管理する国庫金から弁当代金相当額の金銭を詐取した事案である。

2 同駐屯地内においては、急遽弁当が必要となった場合に正規の発注手続をとらずに前記会社から弁当の納品を受けた上、その代金を、後日別の弁当を発注する際に発注個数を水増しして支払う運用が行われており、糧食班内では、弁

当の水増し発注や発注個数に満たない数の弁当の納入が疑問視されずに受け入れられていた。本件犯行は、このことを奇貨として、事前に納品を受けていない弁当についても、情を知らない被告人Aの部下に、弁当の水増し発注の手続をさせ、水増し分を除いた個数で検収させるなどして、行われたものである。被告人Aは、糧食班の班長を務める幹部自衛官でありながら、出入りの業者であった被告人Bと結託して、前記の不適切な運用や上官に対する部下の信用に付け込んで犯行を繰り返したものであり、手口は単純であるが、悪質な犯行といえる。

実質的な被害に当たる水増し金も約316万円と多額にのぼり、結果は重大といえる。

- 3 被告人Aは、本件犯行を画策して被告人Bに弁当代金の水増しを持ち掛け、組織内の立場を利用して犯行を実行しており、主導的役割を果たしている。被告人Aは、水増し金で駐屯地に必要な備品を購入する目的もあった旨述べるが、200万円以上の水増し金を商品券として被告人Bから入手し、その多くを換金して自己のパチンコ代等に費消したのであるから、本件犯行は、自己の金銭的利益を満たすことを主な目的とした、身勝手な犯行といわざるを得ない。

被告人Bは、請求金額が水増しされた前記会社名義の請求書を駐屯地の会計隊に提出しただけでなく、前記会社に入金された水増し金を管理しており、本件犯行において重要な役割を果たしている。加えて、水増し金で前記会社の赤字を補填し、水増し金で物品等を購入する際もその代金の5パーセントを前記会社の利益として計算しており、本件犯行により一定の利益を得ている。これらの事情からすると、被告人Bの関与の程度や刑事責任は、被告人Aと比較して大きな差異はないというべきである。

- 4 その上で、一般情状についてみると、前記会社と被告人Bがその弁護人に対し、被害弁償の原資として360万円を預けており、被害回復に向けた具体的措置が講じられている。被害弁償の原資の半分を自ら拠出した被告人Bについて有

利に考慮すべきことはもとより、同程度には重視できないが、被告人Aについても一定程度有利に考慮すべきである。加えて、被告人兩名とも事実を認めて反省の態度を示していること、被告人Aは既に自衛隊を懲戒免職されるなど一定の社会的制裁を受けていること、被告人Aに前科はなく、被告人Bにも量刑上考慮すべき前科はないことなどの事情もある。

5 以上を踏まえると、被告人兩名を主文の刑に処した上、今回に限り、一般情状に応じて、それぞれその刑の執行を猶予するのが相当である。

(求刑：それぞれ懲役3年)

令和6年8月29日

旭川地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 小笠原 義 泰

裁判官 山 田 義 幸

裁判官 湯 澤 大 樹